

国立大学法人一橋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人一橋大学役員給与規程により、役員賞与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

平成19年4月から、本学の所在地東京都国立市に在勤する国家公務員の地域手当支給割合が11%から12%に引き上げられたことに準拠し、本学役員
の地域手当を11%から12%に引き上げた。

理事(非常勤)

改定なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 22,681	千円 14,676	千円 6,432	千円 1,467 (地域手当) 106 (通勤手当)			
A理事	千円 17,499	千円 11,064	千円 4,923	千円 1,327 (地域手当) 185 (通勤手当)			
B理事	千円 17,363	千円 11,064	千円 4,923	千円 1,327 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 17,430	千円 11,064	千円 4,923	千円 1,327 (地域手当) 116 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ()			
監事 (該当者なし)	千円	千円	千円	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円 0	千円 0 ()			

注:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

採用の抑制、事務組織の改革、業務の合理化・簡素化等により人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準の決定を行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に基づき、昇給、昇格を実施するとともに、勤勉手当の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	昇給日前1年間の勤務成績に応じた昇給区分、昇給の号俸数を定め、昇給させている。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じた成績率に基づき支給している。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・本給 国家公務員の各俸給表が初任給を中心に若年層に限定して引き上げられたことに準拠し、本学においても各本給表を同様に改定した。
- ・勤勉手当 12月期勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げた。
- ・扶養手当 配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額を6,500円に引き上げた。
- ・地域手当 地域手当の支給割合を国立市は12%、東京23区は14.5%に引き上げた。
- ・管理職手当 国家公務員の俸給の特別調整額が定額制に移行したことに準拠し、本学の管理職手当も定率制から職務の別による定額制とすることとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	505	47.5	8,964	6,430	114	2,534
事務・技術	135	41.8	6,194	4,542	104	1,652
教育職種 (大学教員)	364	49.5	10,011	7,145	119	2,866
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (外国人教師等)	2					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員区分の技能・労務職種、教育職種(外国人教師等)、その他医療職種(医療技術職員)及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下については記載していない。

注3:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注4:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため、記載していない。

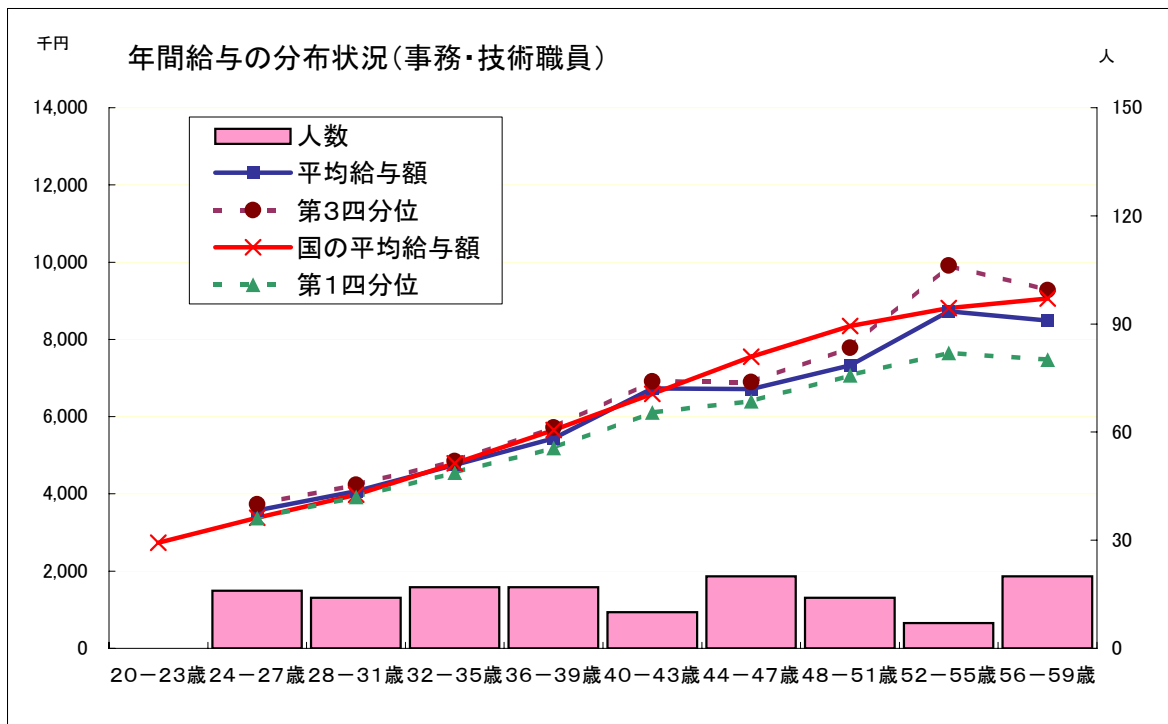
職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
非常勤職員	6	44.8	5,207	3,799	132	1,408
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	4					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:年俸制適用者については、事務・技術の該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、事務・技術及び教育職種(大学教員)の「平均年齢」以下については記載していない。

注2:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため、記載していない。

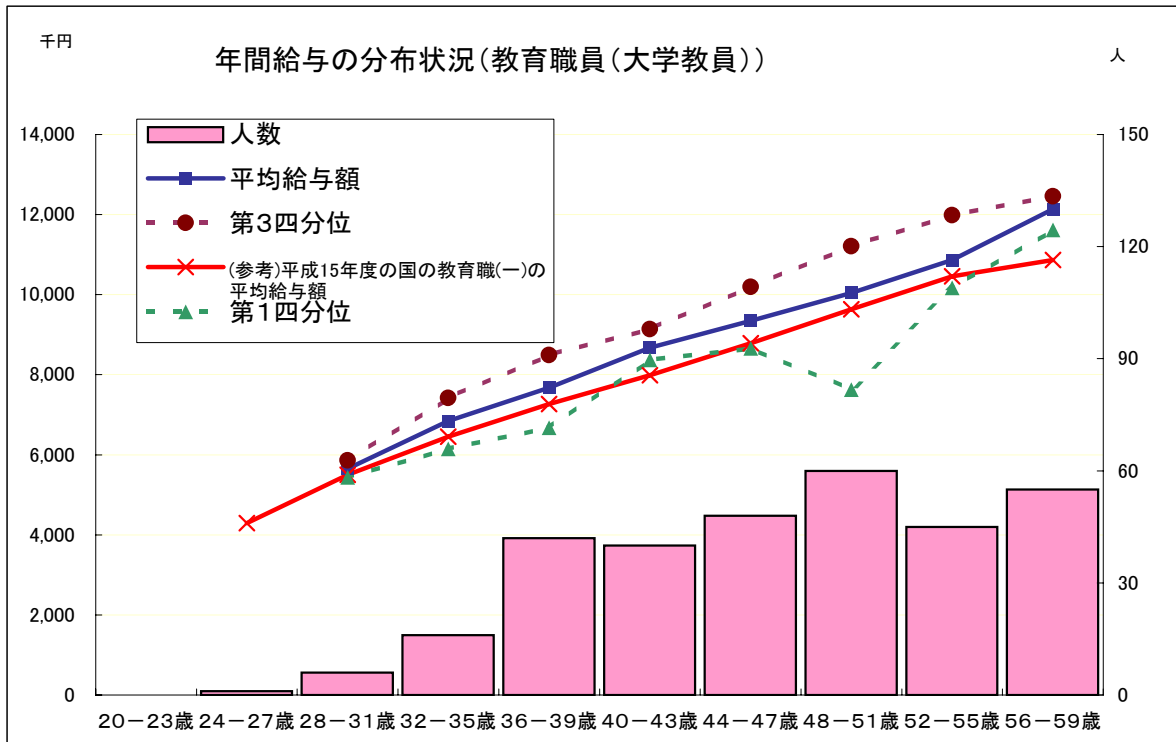
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
課長、室長、事務長	17	54.8	8,756	9,272	9,913
課長代理	15	53.0	7,473	7,748	7,975
主査	57	43.3	5,428	6,170	6,870
主任	8	40.6	4,517	5,340	6,205
一般職員	38	29.7	3,609	4,052	4,404



注:年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))における年齢24歳~27歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	206	54.2	10,728	11,589	12,225
准教授	80	41.2	8,069	8,510	9,030
講師	15	39.3	6,303	7,013	7,410
助教	2	35.0	-	-	-
助手	61	47.7	6,365	6,808	7,303

注:教育職員(大学教員)の助教職の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任	主査	課長代理	課長、室長 事務長	課長、室長 事務長
人員 (割合)	135 人	17 (12.6%) 人	25 (18.5%) 人	54 (40.0%) 人	18 (13.3%) 人	10 (7.4%) 人	11 (8.1%) 人
年齢(最高 ～最低)		29～24 歳	36～29 歳	58～33 歳	58～46 歳	59～40 歳	59～52 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,948～ 2,376 千円	3,575～ 2,825 千円	5,488～ 3,363 千円	6,092～ 4,978 千円	6,709～ 5,515 千円	7,679～ 6,741 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,900～ 3,232 千円	4,872～ 3,870 千円	7,607～ 4,594 千円	8,519～ 6,896 千円	9,004～ 7,782 千円	10,373～ 9,137 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	局長	局長
人員 (割合)		0 人	0 人	0 人	0 人
年齢(最高 ～最低)					
所定内給 与年額(最高 ～最低)					
年間給与 額(最高～ 最低)					

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手、助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	364 人	0 人	63 (17.3%) 人	15 (4.1%) 人	80 (22.0%) 人	206 (56.6%) 人
年齢(最高 ～最低)			62～26 歳	62～30 歳	55～31 歳	62～42 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			5,602～ 3,099 千円	6,635～ 4,410 千円	6,873～ 4,252 千円	11,130～ 5,952 千円
年間給与 額(最高～ 最低)			7,774～ 4,219 千円	9,302～ 6,053 千円	9,640～ 5,862 千円	15,562～ 8,368 千円

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.2	68.7	67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.8	31.3	32.5
	最高～最低	37.1～32.7	33.5～29.9	34.0～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6	68.5	67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.4	31.5	32.9
	最高～最低	41.1～31.9	37.9～29.0	36.2～30.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.4	66.3	64.9
	査定支給分(勤勉相当)	36.6	33.7	35.1
	最高～最低	43.5～32.8	39.8～29.9	41.6～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6	68.7	67.2
	査定支給分(勤勉相当)	34.4	31.3	32.8
	最高～最低	43.2～32.2	39.1～29.3	40.9～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.2

対他の国立大学法人等

109.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

106.9

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	95.2
	参考	地域勘案 93.3 学歴勘案 93.7 地域・学歴勘案 92.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	-	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 58.5% (国からの財政支出額 6,386百万円、 支出予算の総額 10,914百万円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 指数が100未満で累積欠損もなく、適切な給与水準であると思われる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】 -	
講ずる措置	今後も適切な給与水準を維持してまいりたい。	

○教育職員(大学教員)

平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 106.8

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年 度) 千円	前年度 (平成18年 度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,252,638	5,308,850	△ 56,212	(△1.1)	△ 128,161	(△2.4)
退職手当支給額 (B)	577,746	597,847	△ 20,101	(△3.4)	198,721	(52.4)
非常勤役員等給与 (C)	741,606	655,608	85,998	(13.1)	170,302	(29.8)
福利厚生費 (D)	667,171	699,514	△ 32,343	(△4.6)	△ 22,670	(△3.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,239,161	7,261,819	△ 22,658	(△0.3)	218,192	(3.1)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度比に関し参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、採用抑制措置等による計画的な人員削減により、前年度と比較して1.1%の減少となった。

退職手当支給額については、支給者の減少により、前年度と比較して3.4%の減少となった。

非常勤役員等給与については、競争的資金等外部資金の増加による非常勤職員の雇用に伴い、前年度と比較して13.1%の増加となった。

これらにより最広義人件費は0.3%の減少となった。

②人件費削減の取組の状況

i)中期目標:「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii)中期計画:総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

iii)人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,743,897	5,308,850	5,252,638
人件費削減率 (%)		△ 7.6	△ 8.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 7.6	△ 9.3

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。